

障害福祉サービスのご案内 ～申請からサービスの利用まで～

障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう総合的なサービスを提供しています。

●利用できる障害福祉サービスは…

- ・在宅 — 居宅介護 短期入所 生活介護(通所) 就労継続支援(通所)等
- ・在宅以外 — グループホーム 施設入所支援 生活介護(入所) 就労継続支援等

●障害福祉サービスの利用のしかたは…

相談・申請 → 調査 → 審査・判定 → 決定 → 事業者と契約 → サービス開始

●サービスを利用したときの費用は…

費用の1割を支払います。収入に応じて月額上限額が決められています。

区 分	対象となる人	上限額(月額)
生活保護	生活保護世帯の人	0円
低所得1	市民税非課税 年収80万円以下	15,000円
低所得2	市民税非課税 低所得1以外	24,600円
一 般	市民税課税の人	37,200円

※施設でのサービスは食費・光水熱費などは、自己負担となります。

●居宅・通所サービスの費用の軽減は…

資産要件を満たす人は、上限が軽減されます。

区 分	7月1日からの負担上限額(月額)
低所得1	1,500円
低所得2	居宅介護3,000円 通所サービスのみ1,500円
一 般	(障害者) 市民税所得割16万円未満の方9,300円 (障害児) 市民税所得割28万円未満の方4,600円

●上限額や軽減後の上限額の基礎となる収入は…

本人と配偶者の収入、障害児は世帯の収入が対象です。

●相談場所は…

- ・仙北市障害者相談支援事業所(仙北市福祉事務所社会福祉課内)
仙北市西木町上荒井 TEL(43)2288 FAX(47)2118
- ・指定相談支援事業所 愛仙(あいせん)
仙北市角館町大風呂1-1 TEL・FAX共(54)2422
- ・各地域センター総合窓口課 各出張所

～参加者募集中～

♡ 愛仙 創立2周年記念 =元気になる講演会=

講師 安積遊歩(あさかゆうほ)氏「夢と希望を地域から」
7月26日(土)午後2時～ 会場 角館樺細工伝承館

♡ 秋田県身体障害者福祉協会「要約筆記奉仕員養成講座」

(基礎)7/27、8/3、9、24、30、9/20
(応用)10/4、12、18、11/1

午前10時～午後4時 会場 角館交流センター

修了者は秋田県要約筆記奉仕員として登録できます。

詳細問い合わせ先 仙北市社会福祉課 TEL(43)2288